信和ゴルフグループの名義変更料の消費税について

下記期限までに名義変更書類を受付した場合は、名義変更料の消費税は5%で手続可能ですが、それ以降の受付になりますと名義変更料の消費税は8%になります。

クラブ名	名義変更料消費税5%適用期限
チェリーヒルズゴルフクラブ	2014/1/20受付分まで
ゴールデンバレーゴルフ倶楽部	2014/1/24までに受付し、2014/2/1までに面接を完了すること
滋賀カントリー倶楽部	2014/1/31受付分まで
瑞陵ゴルフ倶楽部	2014/2/21受付分まで
信楽カントリー倶楽部	2014/2/21受付分まで
ジャパンクラシックカントリー倶楽部	2014/3/10受付分まで
シンワ倶楽部	2014/3/10受付分まで

^{*}受付時に名義変更書類が完備していること。

株式会社信和ゴルフメンテナンス

TEL:075-253-6511